

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります

⑥

法人番号について

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



法人番号は個人番号とは異なり利用範囲に制約がないことから、番号を活用した新たな価値の創出が期待されます。

法人番号は平成27年10月から通知され、平成28年1月から源泉徴収票や給与の支払調書などで順次利用が開始されます。

指定 法人番号は、**13桁の番号**で、設立登記法人などの法人のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体に、**1法人に1つ指定**されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。

通知 法人番号は、書面により**国税庁から通知**されます。設立登記法人には、登記上の所在地に、団体には、税務署に提出された届出書に記載された所在地に送付されます。

公表 法人番号を指定した法人等の、名称、所在地、法人番号をインターネット(法人番号公表サイト)を通じて公表します。

法人番号を活用すると・・・

「法人番号を活用した取引情報の集約による業務の効率化」や、「法人番号公表サイトを利用した新規営業先等の把握」などが可能になります。

法人における制度全般の問合せ

内閣府マイナンバー制度コールセンター

(平日の午前9時30分～午後5時30分)

☎0570 (20) 0178 (日本語対応)

☎0570 (20) 0291 (外国語対応)

HP検索 国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/>

わかる…法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

つながる…法人番号を軸に企業等法人がつながる。

ひろがる…法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

地域の法人番号及び事業者に関する問合せ

東村山税務署 ☎042(394)6811